

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

分類と外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
要指導医薬品 要指導医薬品	新医薬品等の中で、安全性に関する調査期間中の医薬品、毒薬及び劇薬のうち厚生労働大臣が指定する医薬品	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。	書面を用いて、適正使用のため必要な情報提供を行います。	薬剤師	義務 相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。
第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）				
指定第2類医薬品 第②類医薬品 第②類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品。 ※指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く（7m以内）に陳列します。 インターネット上では、『お買い物』ページに掲載しております。	適正使用のために必要な情報提供に努めます。 ※指定第2類医薬品の購入時には禁忌の確認を行い、薬剤師や登録販売者に相談して下さい。 インターネット販売の場合は、お電話にて情報提供に努めます。	薬剤師 または 登録販売者	
第2類医薬品 第2類医薬品		法令では直接手に取ることができる陳列でも良いとされていますが、当薬局では情報提供を行いやすい場所に陳列します。 インターネット上では、『お買い物』ページに掲載しております。			
第3類医薬品 第3類医薬品	日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれのある成分を含むもの。				

○個人情報の適正な取り扱いについて

個人情報は個人情報保護法に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用しません。

○健康被害救済制度（医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります）

問い合わせ先：独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 電話 0120-149-931（フリーダイヤル）

○苦情相談窓口

大阪府薬剤師会：電話 06-6947-0709 月～金曜日（土・日・祝日・休館日・年末年始は除く）13～15時

大阪府薬務課：電話 06-6944-6699